

パネル報告 1

「環境経営政策の今後の展望」

環境省総合環境政策局環境経済課長  
 鎌形 浩史



IGES「産業と環境」国際シンポジウム

**「環境経営政策の今後の展望」**

2007年1月17日  
 環境省  
 総合環境政策局 環境経済課長  
 鎌形 浩史

スライド①

本題に入ります前に、環境対策をめぐる状況がいかに大変かということ、いかに構造的な転換を進めなければいけないかという共通認識を共有したいと思いますので、若干前置きが長くなるかもしれませんが、温暖化対策について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

日本の温暖化対策の状況

京都議定書における日本の約束は90年比6%削減

**基本的考え方**

1. 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
2. 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

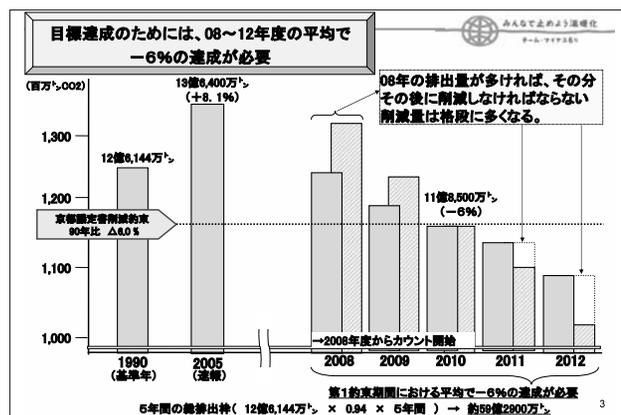
21世紀は環境の世紀  
 地球温暖化は人類の共通課題

我が国は、世界に冠たる環境先進国として、環境と経済が好循環する社会を形成し、地球温暖化問題で世界をリードする。

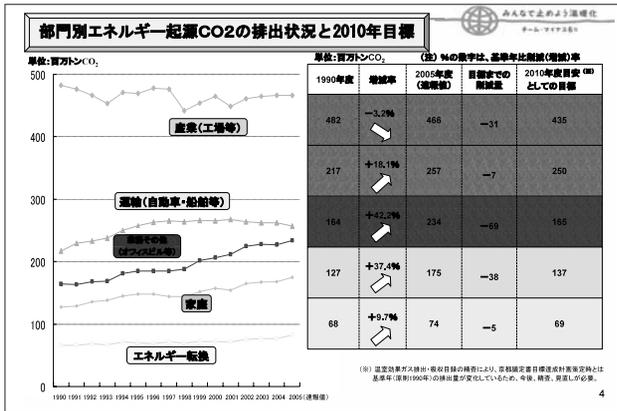
スライド②

ご承知のように、京都議定書で、我が国は1990年比マイナス6%の水準まで下げなければいけないという約束しておりますが、2005年の数字ではプラス

8.1%ですので、14.1%のギャップがございます。

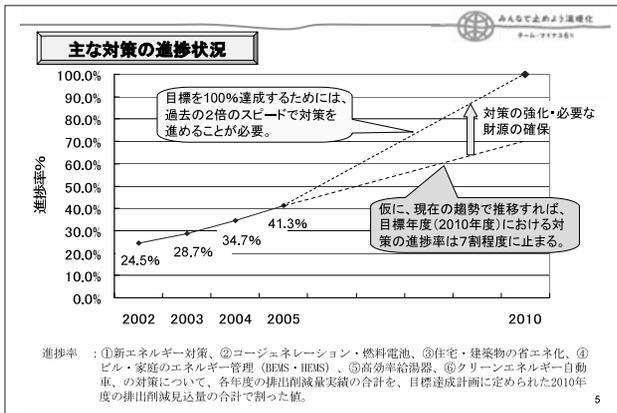


それでは、14.1%下げればいいのかという話なのですが、よくよく考えると、京都議定書では2008年から2012年までの5年間の平均で、マイナス6%水準を維持しなければいけないということになっていきます。ですから、今非常に高い水準で、このまま2008年に突入していきますと、2012年のレベルではものすごく下げなければいけないということになります。何%という話は申し上げにくいのですが、例えば20%というようなレベルの議論をしなければいけませんし、このように非常に危機的な状況にあることを我々も認識しなければいけないと思います。今の状態のままで約束期間に突入しますと、野球に例えれば、1回の表に大量に得点を入れられて、あと7回、8回、9回で挽回しなければいけないというような、厳しい状況になっていることをご理解いただきたいと思います。



スライド④

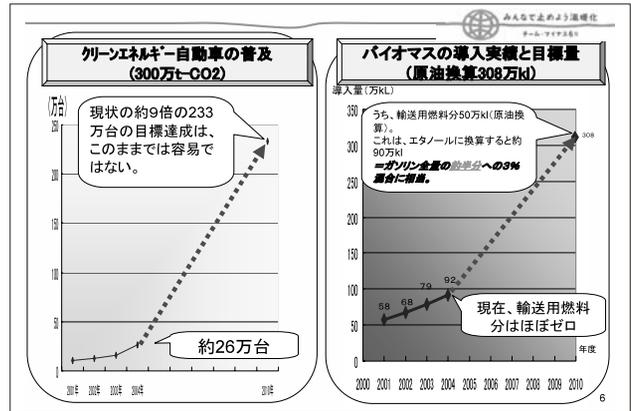
実際にどういった部門でCO<sub>2</sub>排出量が増えているかについても、ご承知のとおりかと思えます。産業部門は大体横ばいで若干減少気味ですが、やはり家庭とオフィスが大変多く、家庭については1990年比で37%増、オフィスについては42%増という状況です。不特定多数の部分について大幅に下げなければならぬ状況ですので、やはりライフスタイル、ビジネスモデルというものを、しっかりとつくっていかねばならないと思えます。



スライド⑤

それでは、日本における対策の進捗状況はどうかということですが、政府で京都議定書目標達成計画を立てて対策を進めております。そこで、対策量をイメージしていますが、2005年の時点でその対策の進捗率が4割です。そのままの状況で進むと、2010年という目標年次には7割ぐらいしかその対策が進

まないというような危機的な状況です。京都議定書さえ守れば温暖化対策がそれで終わりというわけではなく、その先もあるわけですから、相当抜本的なことを世の中に対してやっていかなければならない状況だということを申し上げたいと思います。

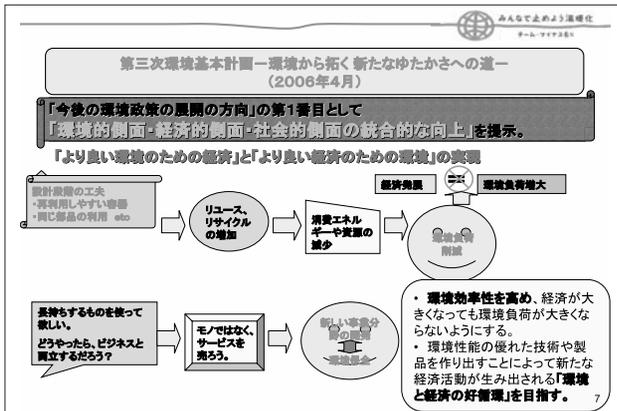


スライド⑥

対策のイメージを掴んでいただきたいと思うのですが、計画上、例えばハイブリット自動車などを中心とするクリーンエネルギー自動車の普及があります。そこで、300万トンのCO<sub>2</sub>を下げていく計画で、2010年の時点で233万台の自動車を普及・代替させるという目標ですが、2004年の数字で26万台に過ぎないという状況です。それから、バイオマスエネルギーの活用で、原油換算で300万klを目標量としていますが、まだ100万t程度であり、これから抜本的に物事を進めていかなければならないという状況です。

以上が前置きですが、これだけ大変な状況の中で、小手先の対策だけでは物事は進みません。結局、世の中の経済の仕組みを根本から変えていくことが、我々に求められています。

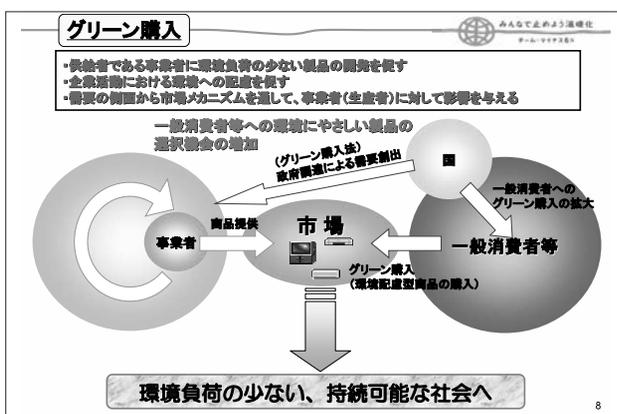
環境政策全体の将来を見通した計画として、「環境基本計画」というものを政府で決めています。昨年の4月に従来のものを改訂し、新しい環境基本計画をつくりました。そこでのキーワードとして、環



スライド⑦

境、経済、社会の統合的な向上ということを示唆しました。経済に限って言えば、環境が良くなれば経済が良くなる、経済が良くなれば環境が良くなる、このように環境と経済が統合的に向上していく方向に物事を進めていこうということです。「環境と経済の両立」という言葉で言い換えてもいいかもしれません。

その中で実際に環境と経済の統合を、具体的な政策としてどのように進めているかを少しご紹介したいと思います。

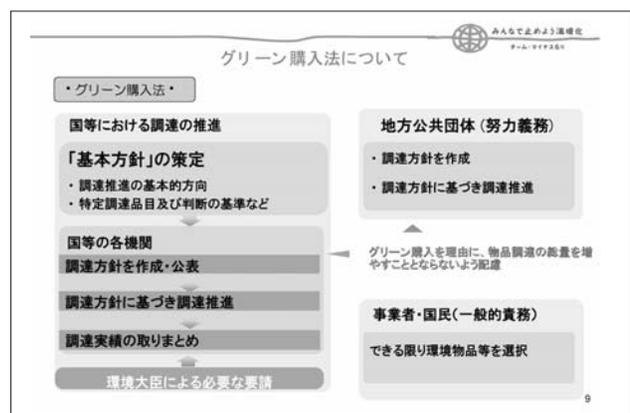


スライド⑧

私どものセクションでやっている業務の幾つかの紹介になりますが、1つはグリーン購入をご紹介しますと思います。ご承知のように、環境に優しい製品、環境負荷の少ない製品・サービスを普及させていくために、購入側の需要を創出することによって、

そういった環境負荷の低減をもたらしていくのがグリーン購入です。

ここにありますように、市場に事業者から環境負荷の少ない商品が提供され、それを消費者が購入します。これを消費者側から引っ張っていきというのがグリーン購入の発想です。どうやって引っ張っていくかにつきましては、国が「グリーン購入法」という法律をつくり、政府調達でこの需要を創出し、今我々が引っ張っていきようとしているところです。そういった中で、国が率先して環境に優しい製品・サービスを調達するというので、その需要を創り出し、これが事業者の取組みを増し、かつ、それが一般消費者の購入行動につながっていくことを狙っているのです。



スライド⑨

グリーン購入法とは実際にどういう仕組みかというのと、国が基本方針を決めますが、その中で、ここに「特定調達品目」という言葉がありますが、要は環境物品として、こういったものを調達するかについて、種類やスペックなどを定めます。そして、例えばお手元にコピー用紙があるかと思いますが、コピー用紙であれば古紙100%のものを調達するといった基準を定めます。あるいは、お手元のボールペンなどの文具につきましても、例えばプラスチックのうち再生プラスチックが40%以上含まれているなど、それぞれの製品についてスペックを定め、そ

ういった製品を政府が調達すると定めて進めていくのです。そういう意味で、需要を創り出していくということです。それから、国の各省・各機関が毎年度それに基づいて調達方針を決め、実際に調達を進めていくという仕組みを採っています。

～特定調達品目一覧～

分野	特定調達品目 (平成18年2月28日閣議決定)	分野	特定調達品目 (平成18年2月28日閣議決定)
紙類	複写用紙(20・用紙等)、印刷用紙、再生用紙 (20・用紙等、20・用紙等)等 8品目	制服 作業服	制服、作業服
文具類	30・ペン、30・ボールペン、30・ボールペン、30・ボールペン等 7品目	インテリア ・寝装寝具	30・ベッド、30・枕、30・ふとん、30・マットレス等 9品目
機器類	30・電、30・機、30・機、30・機等 10品目	作業手袋	作業手袋
OA機器	30・機、30・機、30・機、30・機等 13品目	その他 繊維製品	風呂用タオル、タオル、浴巾等
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、電気 洗濯機	設備	太陽光発電システム、燃料電池、太陽熱利用システム、 生ゴミ処理機
エアコン等	30・機、30・機、30・機、30・機等 4品目	公共工事	1) 資材(再生木材等)・30・機、混合材、再生骨材、 下層用土、透水性アスファルト、断熱材等、7) 自 動水栓、断熱材料等、下向き型使用材料等 4) 品目 2) 建設機械(排出ガス削減型、低騒音型) 3) 工法・建設現場環境改善工法、ソフト地盤生 産工法等 6品目 4) 資材(再生木材等)・30・機、混合材、再生骨材
温水器等	電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス 調理機器	役務	家賃・印刷、倉庫、印刷、自動車整備、庁舎 管理、清掃等 7品目
照明	省エネルギー照明器具、省エネルギー照明器具のラン プ	合計	17分野214品目
自動車等	自動車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等)、 ETC搭載車、ナビゲーションシステム等 5品目		
消火器	消火器		

スライド⑩

非常に細かい字で恐縮ですが、ここに現在17分野で214品目について、製品の種類とスペックを定め、政府が調達することにしています。先ほど紙や文具について申し上げましたが、例えば、自動車と言えば低公害車ということで、今政府の一般公用車は全部低公害車になっている状況です。最近の動きでいいますと、例えば、公共工事などで木材を使いますし、紙も木材が原料です。木材の違法伐採が環境上非常に問題として取り上げられています。その違法伐採対策の一環として、原産国の法律に照らして、合法的な伐採がされたという証明がなければ調達しないという方針を立てて、今動き始めました。こうした証明書が出回るようになってきているのです。合法証明のある木材を調達するというのを政府で決めているということです。

実際それが環境負荷低減にどれだけ効果があるかを試算したものがこの表です。例えば、プラスチック製文具であれば、先ほど再生プラスチックを利用していると申し上げました。そこで、再生プラ

国等におけるグリーン購入の実施に伴う  
**CO<sub>2</sub>排出削減効果(試算)**

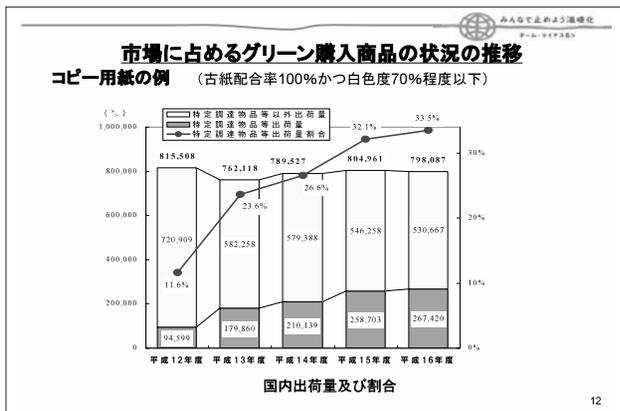
平成12年(グリーン購入法施行前)と平成16年との比較

分野・品目等	削減効果の試算内容	温室効果ガス排出削減量(t-CO <sub>2</sub> 換算)		
		年間削減量	使用年数	削減量合計
プラスチック製文具	焼却処理に伴う排出	761	—	761
ダストブロワー	HFC134aからHFC152aへの代替	8,587	—	8,587
OA機器	電気の使用に伴う排出	265	5	1,325
家電製品	電気の使用に伴う排出	339	10	3,395
エアコンディショナー	電気の使用に伴う排出	250	10	2,495
HVインバータ方式器具	電気の使用に伴う排出	846	10	8,456
自動車	走行に伴う排出	2,483	5	12,415
太陽光発電システム	システム導入に伴う削減	213	15	3,192
高炉セメント	工業プロセスに伴う排出	1,184	—	1,184
合計	—	14,928	—	41,810

スライド⑪

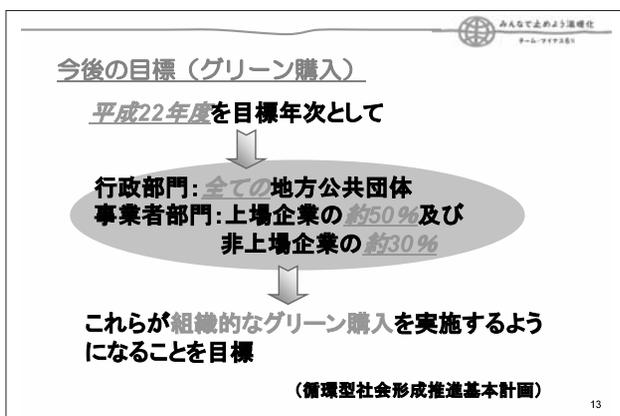
クではなく、再生プラスチックとして使う分が仮に燃えていったら、どれだけCO<sub>2</sub>を排出していたか、あるいは家電製品などは省エネ型の製品を指定して買うことにしていますので、OA製品・家電製品といったものが従来の省エネ型でないものと比較して、電気をどれだけ使わなかったか、そういったものを積み上げて計算しますと、CO<sub>2</sub>換算で、年間に14,928tという数字になります。これは試算できるものだけを試算したということで、非常に小さい数字になっていますが、具体的なCO<sub>2</sub>削減をターゲットに入れ、我々も政策を進めているところです。実は、先ほどご紹介したようなベースでいうと、日本全体で1億t、2億tというベースで下げなければならぬので、これだけの数字だと非常に少ないということになります。CO<sub>2</sub>削減を目指し、こういったグリーン購入の効果を出していきたいと考えています。

それでは、実際に市場をどのように変えられるかという点ですが、ここにグリーン購入商品例としてコピー用紙を挙げています。グリーン購入法を施行したのが2001年です。2000年は施行の前年ですが、コピー用紙のうち古紙100%という基準を満たしているものが市場の中で11.6%でした。それが、2004年には、それが3分の1の33%まで増えました。これは典型的な例ですが、政府が需要を引っ張るこ



スライド⑫

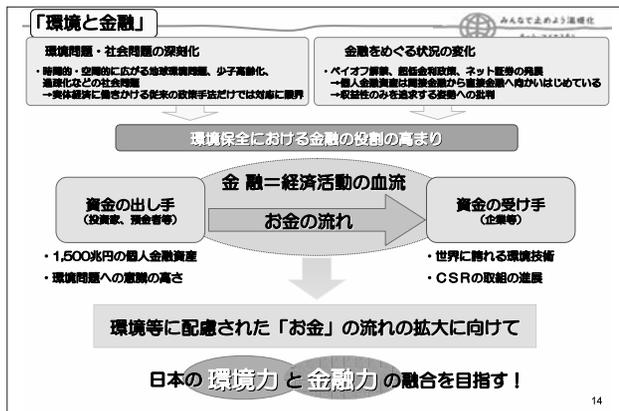
とで、環境に優しい製品を市場の中で増やしていくことを目指しているということです。これがグリーン購入という今ご紹介したものです。



スライド⑬

こういったグリーン購入について、行政部門、すべての地方公共団体や上場企業の約50%で、そういった取組みを進めてもらうようにしていきたいというのが我々の目標であります。

次のテーマに移りたいと思いますが、先ほど需要面から環境に優しい製品を引っ張っていくということを申し上げました。今度はお金の流れをどう作っていくかということです。最近我々は、金融ということに注目し始めました。金融は経済活動の血流を担う部分だと思っておりますが、そういったお金の流れをできるだけ環境ビジネス、環境負荷の低い行動



スライド⑭

に流していくためにはどうしたらいいかを考えているのです。

ここに、資金の出し手が左側にあり、それに対して資金の受け手が右側にあります。資金の受け手として、様々な環境ビジネスを進めている大きな企業、あるいは地域的に環境に取り組んでいるような人々にお金が流れていくというシステムを作り出していきたい、というのが我々の目的としている政策です。お金の流れとはどういうことか、平たく言いますと、銀行も環境に頑張っているところに金利を安く、そしてたくさんお金を貸してくださいといったことです。あるいは、同じ株式に投資する場合でも、環境に優しい行動をしている企業の株に投資をしましょうといったことを進めていきたいのです。



スライド⑮

最近始めたばかりなので、まだまだ政策としては

形成途中ではありますが、来年度はどういった政策を展開しようかということを紹介いたします。1つは、地域でコミュニティファンドの応援をしていくことです。例えば、典型的なもので言いますと、市民風車というような形で、風力発電の風車を建てるために市民がお金を出し合って融通していくものがあります。あるいは、環境ファンドということで、環境ビジネスに投資をする目的を持ったファンドというものが少しずつ出来てきていますが、そういったものへの出資・融資を国からしていこうということがあります。

それからもう1つは、環境配慮型の経営に関する利子補給事業があります。これは日本政策投資銀行という政府系の銀行が、環境に優しい行動をとる企業に融資をしています。そこでその企業がCO<sub>2</sub>に関して5年間で5%以上の原単位を改善すると約束いただいた場合に、さらに1%の利子補給を国から援助していくというプロジェクトで、これからやろうと思っています。環境に優しい行動をとるところがお金を借りやすくなる、資金を得やすくなる、このように環境ビジネスを応援していきたいというのが、環境と金融をめぐる我々の政策です。

### 環境保全事業を対象にしたファンドの例

市民風車ファンド2006（青森県大間市等 ファンドの規模8億6千万円）

- NPO法人、個人等が風力発電の事業主体に出資し、さらに、金融機関からの融資、自治体からは用地の買付けが行われている。
- 事業主体は風力発電で得られた電力を電力会社に売電し、売却代金で配当や借入金の返済等に充当する。

⇒ 風車、太陽光発電などに投資をする環境意識の高い個人投資家の裾野の拡大

スライド⑯

環境保全事業を対象としたファンドの例として、風力発電で自然エネルギーを作っていくために、個人・NPOがお金を出し合ってファンドをつくって

### おひさま進歩エネルギーファンド(長野県飯田市 ファンドの規模約2億円)

- 公共施設等の屋根に太陽光発電装置を設置するために、市民などから出資を募る。
- 発電により得られた収益の一部を出資者に利益配分する。

スライド⑰

### 環境配慮型経営促進事業融資の概要 (日本政策投資銀行)

「環境格付け」手法を用いた世界初の融資制度(2004年4月スタート)。  
 環境配慮型経営に取り組む企業の、環境保全に資する設備投資等の資金調達を支援。

スライド⑱

### ご当地ファンド(ミニ公債)の例

発行者	我孫子市
発行総額	2億円
対象事業	古利根沼用地取得事業
発行日	平成16年11月25日
利率	年0.58%
利払日	年2回
償還条件	5年満期一括償還

低利回りながら、資金を投ずることにより、地方自治体が実施する環境保全の取組に貢献できることが特徴

スライド⑲

くというケースや、太陽光発電を同じような仕組みで伸ばしていくケースがございます。それから、日本政策投資銀行の環境格付融資の図がありますが、各企業について、経営が環境配慮型かどうかのスクリーニングを行い、3段階にランク分けをします。ランクによって金利に差をつけることで、環境によ

り努力している企業がより低い金利で借りられるというシステムを作っているのです。

### 環境報告書とは

環境報告書とは、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめ公表する年次報告書のこと。環境面で企業を評価する動きが広がっていることを受けて、大企業を中心に環境報告書の作成・公表の取組が進んでいる。

●環境コミュニケーション・企業評価(外部評価)

(企業にとって)

- ◎社会からの適正な評価を受けるために必要
- ◎社会的な説明責任の履行する手段として必要

(社会にとって)

- ◎プレッジ・アンド・レビュー効果(誓約と再検討)
- ◎社会全体の認識の拡大
- ◎企業努力と社会評価の相乗効果

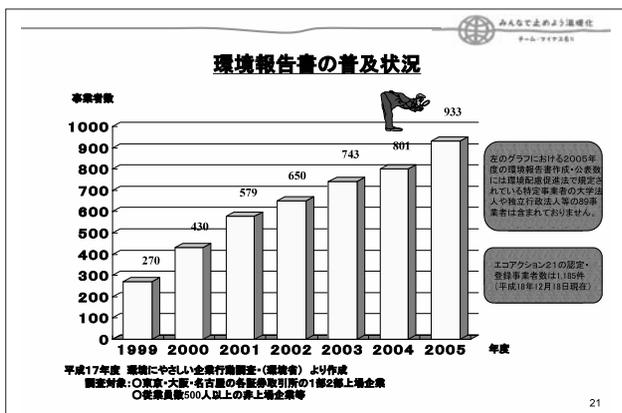
●環境報告書に期待される機能と効果

◎事業者自身の環境保全活動(内部機能)

- ◎経営者、従業員の意識の高まり
- ◎企業の環境マネジメントシステムの見直しツール

スライド⑳

これまで、需要面から引っ張っていくグリーン購入というシステム、お金の流れを作り出していく金融面での環境配慮についてご説明しました。例えば金融面から応援していくという意味でも、企業がどれだけ環境に努力しているかがしっかりと情報開示される必要があります。企業がどれだけ環境に努力しているかを示すものとして、環境報告書の推進が我々のもう1つの政策です。例えば、企業がCO<sub>2</sub>削減にどれだけ努力したか等について報告書という形でまとめ、世の中に見せていくということです。



スライド㉑

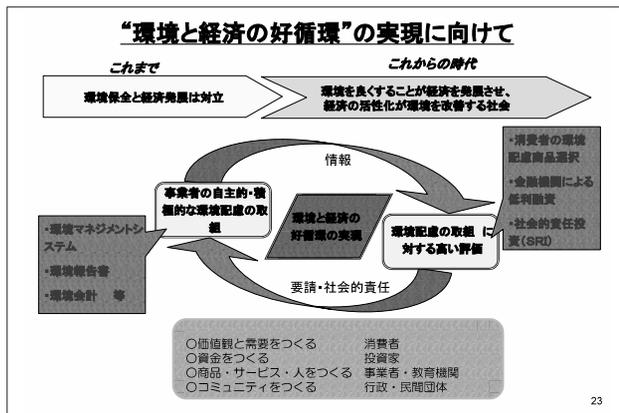
2005年の直近の数字で、我々が把握しているだけで1,000弱、933社の企業がこういった環境につい

### 環境報告書に関する取組

- 「環境報告書ガイドライン2003年度版」→ 現在改訂作業中  
<http://www.env.go.jp/policy/report/h15-05/index.html>
- 「エコアクション21ガイドライン2004年版」  
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/PRG/index.html>
- 「環境報告書ガイドラインとGRIガイドライン併用の手引き」  
<http://www.env.go.jp/policy/report/h17-07.pdf>
- 「環境会計ガイドライン2005年版」  
<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>
- 「環境報告書の記載事項等の手引き」  
[http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/tebiki.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/tebiki.pdf)
- 「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」  
[http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/jikohyouka/tr\\_main.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/jikohyouka/tr_main.pdf)

スライド㉒

でのレポートを出しています。このように環境努力をしているということを世の中に示す、それが逆に良く評価されて、その企業に、例えばお金が借りやすくなるなどのメリットが出ていうということが、我々が期待するところです。



スライド㉓

それでは、まとめに入っていきたいと思います。今申し上げたようなグリーン購入にしても、金融面での環境配慮にしても、あるいは企業の環境への努力を世の中に公表していく環境報告書という取組みにしても、いずれも環境について努力した場合に、環境配慮の取組みが高い評価を得ることが、私はキーポイントだと思っています。グリーン購入という政策は、環境に優しい製品を出した場合に、それが買ってもらえるということです。つまり、それがビジネスとして成り立っていくということになりま

す。金融面での環境配慮ということ言えば、環境面で努力した企業がお金を借りやすくなることで環境ビジネスを支援していくということになります。こういうものを私たちが進めていきたいということです。

そういう中で、環境配慮の取組みに対して高い評価がなされ、それによって環境ビジネスが伸び、そして環境が良くなればビジネスが良くなる、ビジネスが良くなれば環境も良くなる、そういった「環境と経済の好循環」を、これから世の中のキーワードとして我々は進めてきたいと考えております。

繰り返しになりますが、環境配慮に対する取組みが高く評価される、環境に努力した人、環境に努力した企業が報われる社会を私たちがつくっていきたいのです。これが私たちの政策の目標です。

以上をもって私の発表とさせていただきます。ありがとうございました。



## IGES「産業と環境」国際シンポジウム

### 「環境経営政策の今後の展望」

2007年1月17日

環境省  
 総合環境政策局 環境経済課長  
 鎌形 浩史



スライド①



### 日本の温暖化対策の状況

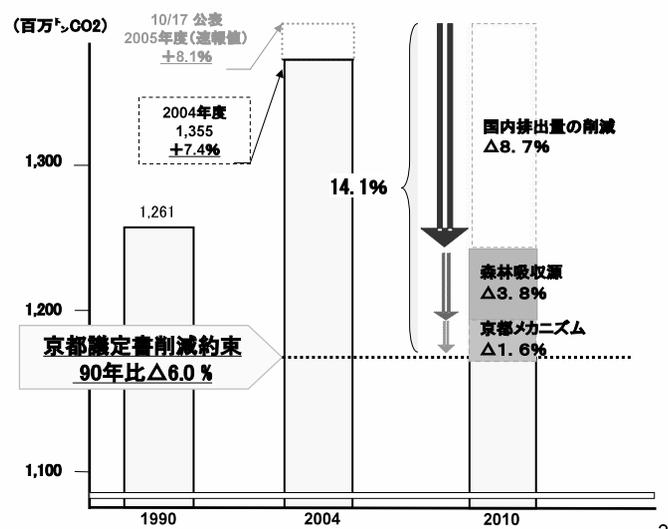
京都議定書における日本の約束は90年比6%削減

#### 基本的考え方

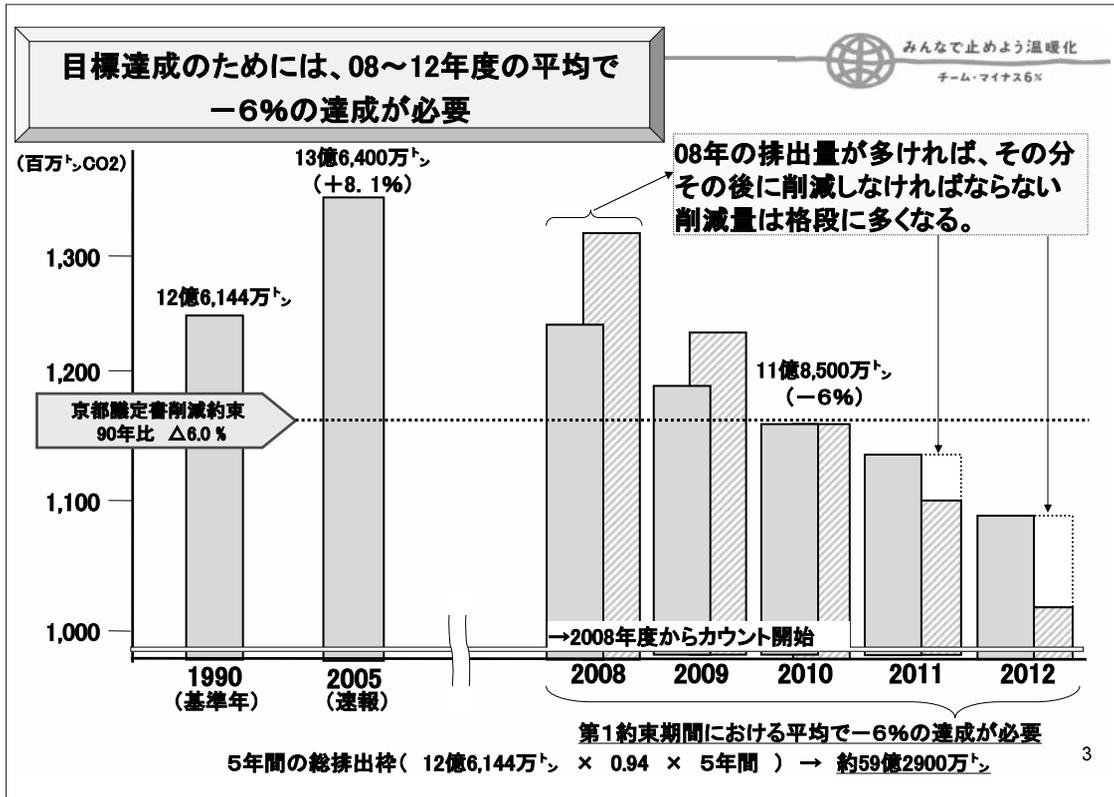
1. 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
2. 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

21世紀は環境の世紀  
 地球温暖化は人類の  
 共通課題

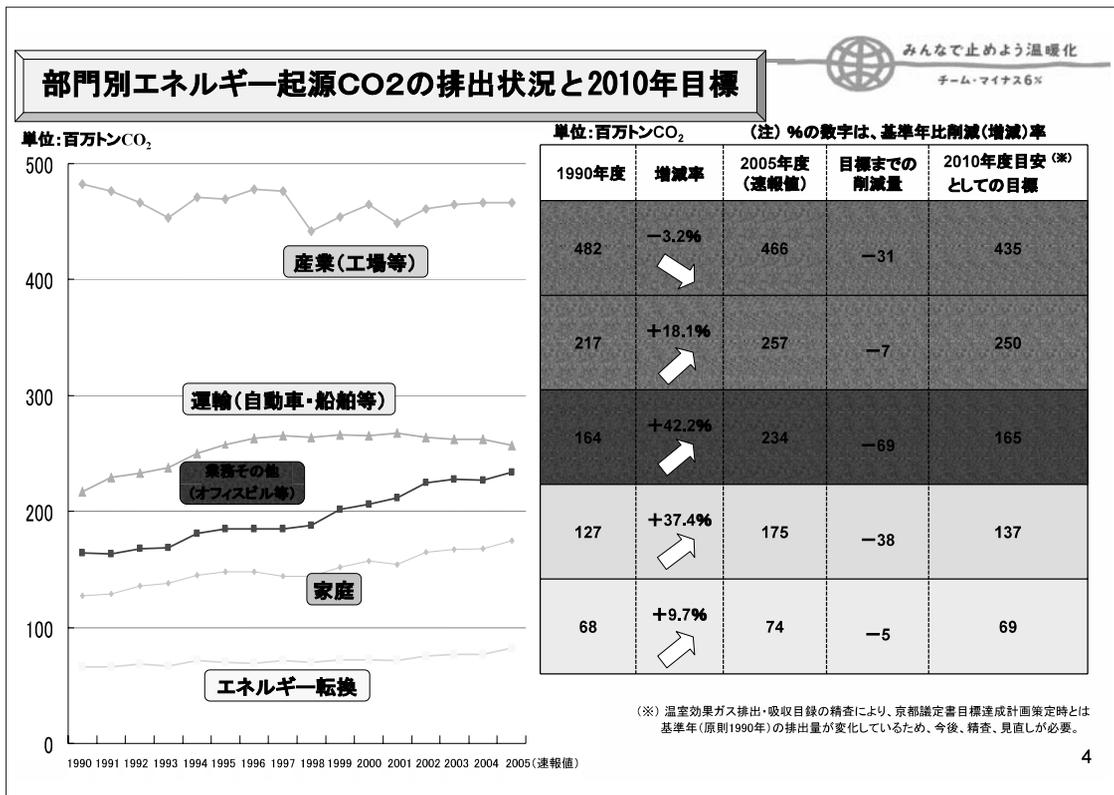
我が国は、世界に冠たる環境先進国家として、環境と経済が好循環する社会を形成し、地球温暖化問題で世界をリードする。



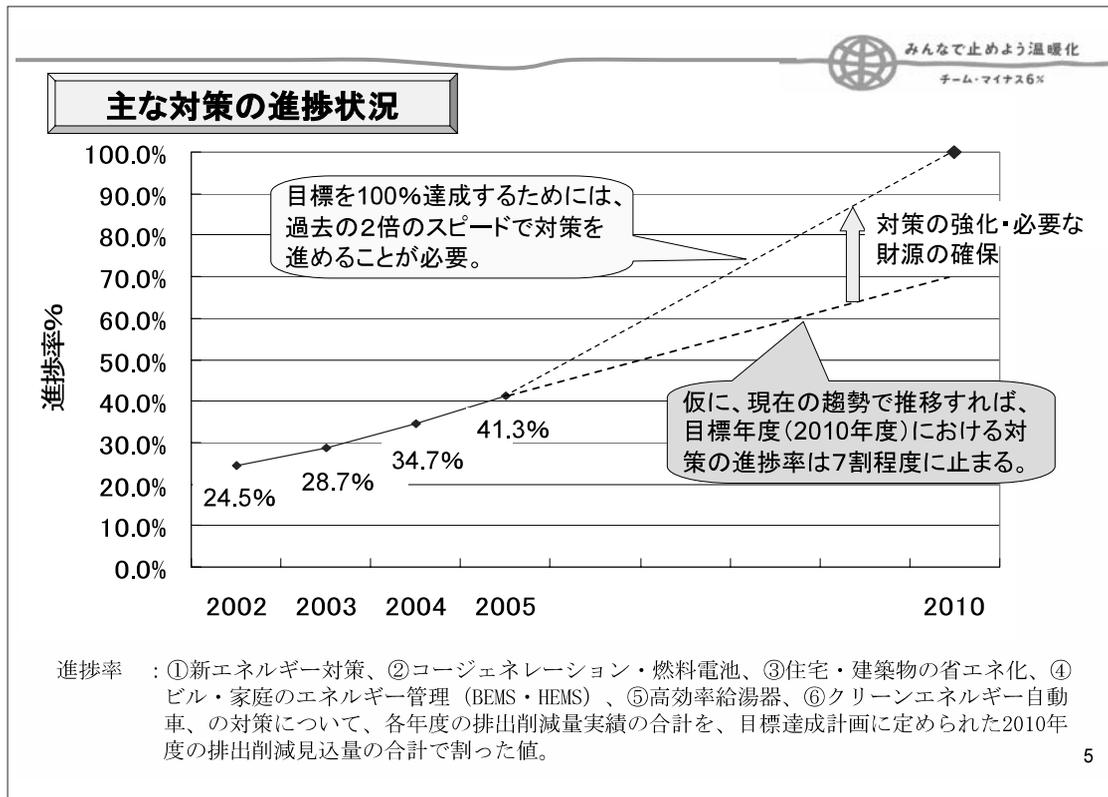
スライド②



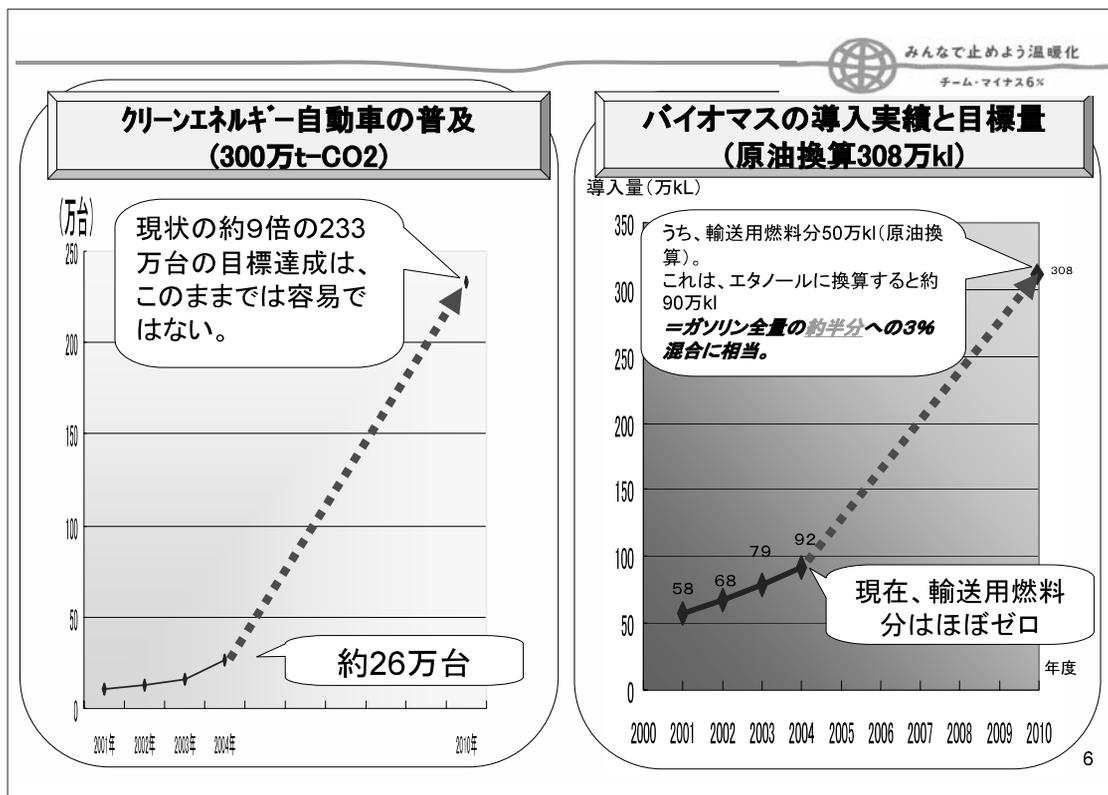
スライド③



スライド④



スライド⑤



スライド⑥

みんなで止めよう温暖化  
チーム・マイナス6%

**第三次環境基本計画—環境から拓く新たなゆたかさへの道—**  
(2006年4月)

「今後の環境政策の展開の方向」の第1番目として  
**「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」**を提示。

「より良い環境のための経済」と「より良い経済のための環境」の実現

設計段階の工夫  
・再利用しやすい容器  
・同じ部品の利用 etc

リユース、リサイクルの増加

消費エネルギーや資源の減少

環境負荷削減

経済発展

環境負荷増大

長持ちするものを使って欲しい。  
どうやったら、ビジネスと両立するだろう？

モノではなく、サービスを売ろう。

新しい事業分野の開拓  
環境保全

- ・ 環境効率性を高め、経済が大きくなっても環境負荷が大きくなるようにしない。
- ・ 環境性能の優れた技術や製品を作り出すことによって新たな経済活動が生み出される「**環境と経済の好循環**」を目指す。

7

スライド⑦

みんなで止めよう温暖化  
チーム・マイナス6%

**グリーン購入**

- ・ 供給者である事業者对环境負荷の少ない製品の開発を促す
- ・ 企業活動における環境への配慮を促す
- ・ 需要の側面から市場メカニズムを通して、事業者(生産者)に対して影響を与える

一般消費者等への環境にやさしい製品の選択機会の増加

(グリーン購入法)  
政府調達による需要創出

国

一般消費者へのグリーン購入の拡大

事業者

商品提供

市場

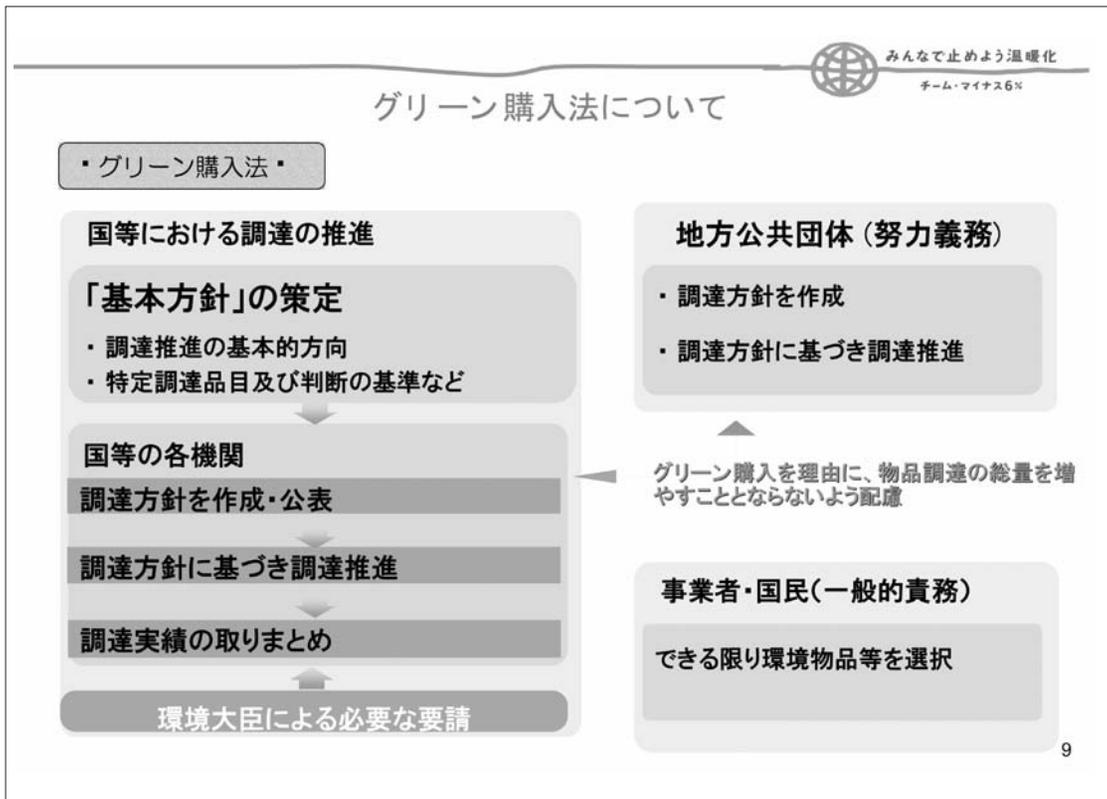
グリーン購入  
(環境配慮型商品の購入)

一般消費者等

**環境負荷の少ない、持続可能な社会へ**

8

スライド⑧



スライド⑨

みんなで止めよう温暖化  
チーム・マイナス6%

## ～特定調達品目一覧～

分野	特定調達品目 (平成18年2月28日閣議決定)	分野	特定調達品目 (平成18年2月28日閣議決定)
紙類	情報用紙（コピー用紙等）、印刷用紙、衛生用紙（トイレットペーパー、ティッシュペーパー）等 8品目	制服 作業服	制服、作業服
文具類	シャープペンシル、ボールペン、はさみ、のり、ファイル、インナー等 79品目	インテリア ・寝装寝具	カーペット、カーテン、毛布、ふとん、ベッドフレーム等 9品目
機器類	いす、机、棚、コトルカー、傘立て、黒板等 10品目	作業手袋	作業手袋
OA機器	コピー機、プリンタ、ファクシミリ、ディスプレイ等 13品目	その他 繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット
家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷蔵冷凍庫、電気便座	設備	太陽光発電システム、燃料電池、太陽熱利用システム、生ゴミ処理機
エアコン等	エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	公共工事	①資材（再生木質ボード、タイル、混合セメント、再生骨材、下塗用塗料、透水性コンクリート、断熱サッシ、ドア、自動水栓、照明制御システム、下水汚泥使用肥料等 47品目） ②建設機械（排出ガス対策型、低騒音型） ③工法（建設汚泥再生処理工法、コンクリート塊再生処理工法等 6品目） ④目的物（屋上緑化、排水性舗装、透水性舗装）
温水器等	電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	役務	省エネ診断、食堂、印刷、自動車整備、庁舎管理、清掃等 7品目
照明	蛍光灯照明器具、蛍光灯ランプ、電球形状のランプ	合計	17分野214品目
自動車等	自動車（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等）、ETC車載器、カーナビゲーションシステム等 5品目		
消火器	消火器		

10

スライド⑩

## 国等におけるグリーン購入の実施に伴う CO<sub>2</sub>排出削減効果(試算)

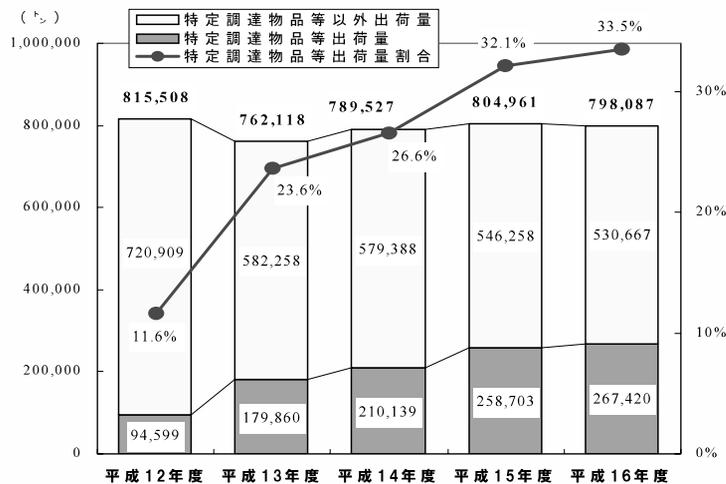
平成12年(グリーン購入法施行前)と平成16年との比較

分野・品目等	削減効果の試算内容	温室効果ガス排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> 換算)		
		年間削減量	使用年数	削減量合計
プラスチック製文具	焼却処理に伴う排出	761	—	761
ダストプロワー	HFC134aからHFC152aへの代替	8,587	—	8,587
OA機器	電気の使用に伴う排出	265	5	1,325
家電製品	電気の使用に伴う排出	339	10	3,395
エアコンディショナー	電気の使用に伴う排出	250	10	2,495
Hfインバータ方式器具	電気の使用に伴う排出	846	10	8,456
自動車	走行に伴う排出	2,483	5	12,415
太陽光発電システム	システム導入に伴う削減	213	15	3,192
高炉セメント	工業プロセスに伴う排出	1,184	—	1,184
合計	—	14,928	—	41,810

11

スライド⑩

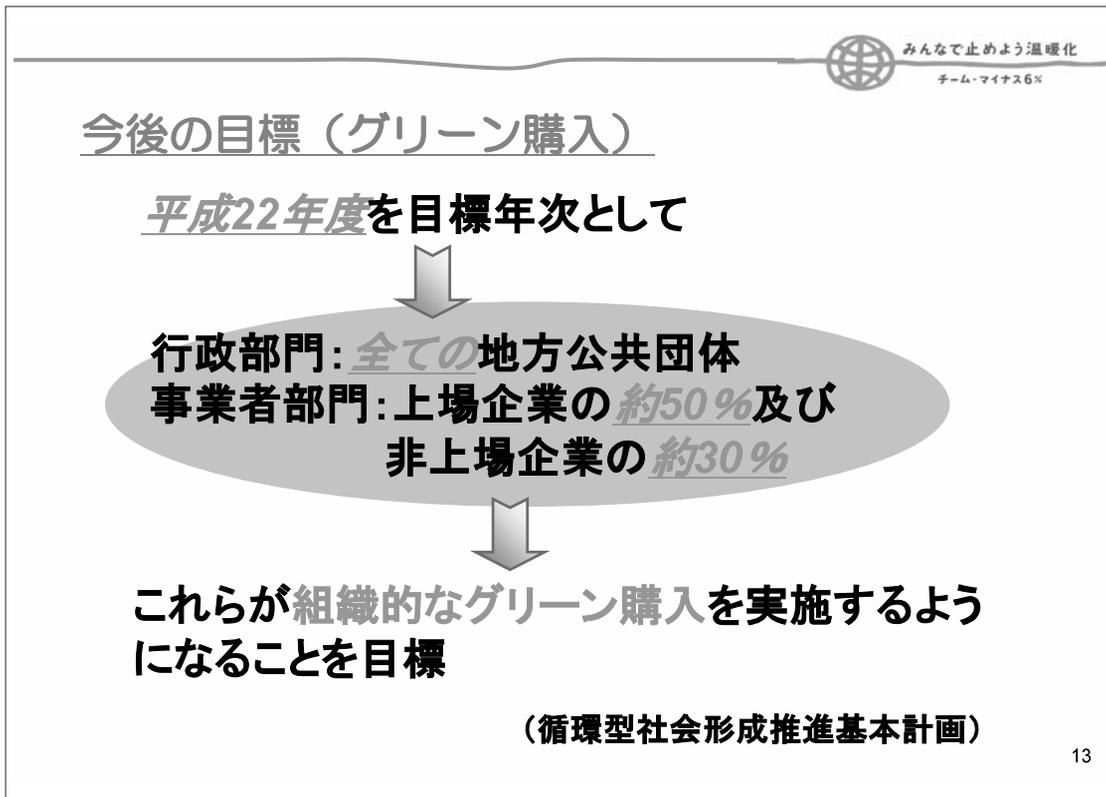
## 市場に占めるグリーン購入商品の状況の推移 コピー用紙の例 (古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下)



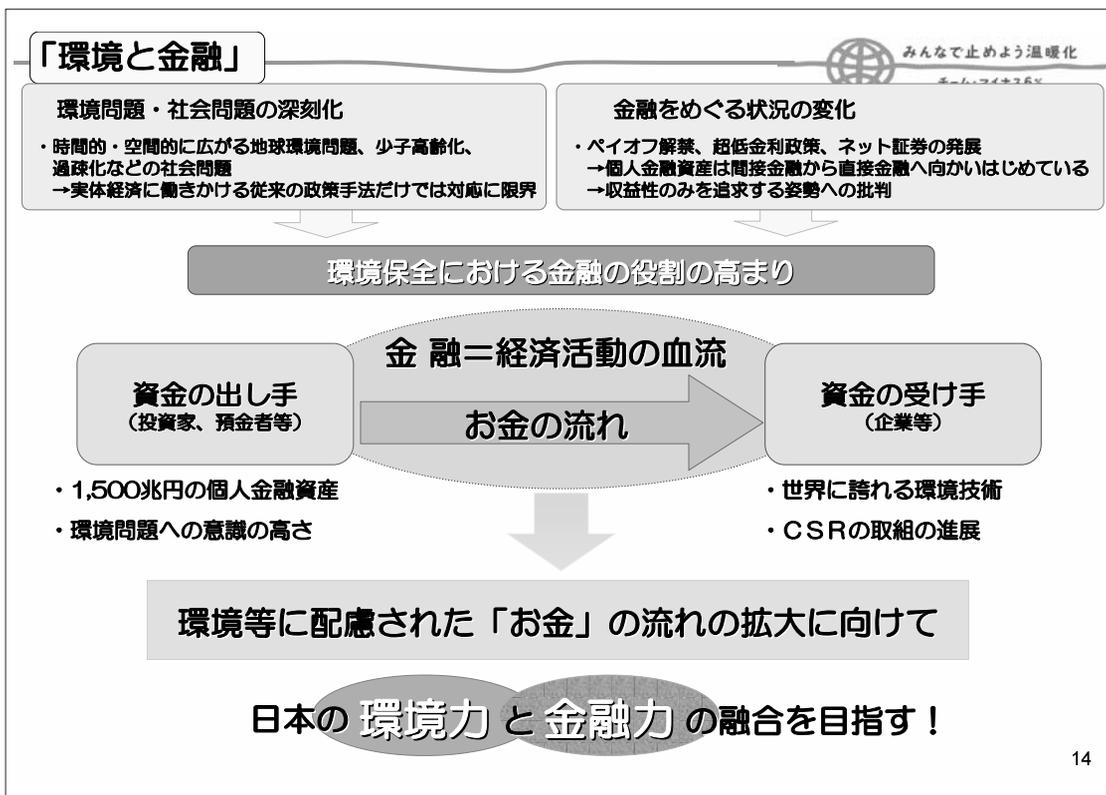
国内出荷量及び割合

12

スライド⑫



スライド⑬



スライド⑭

## 「環境と金融」を支援する政策

( )の金額は平成19年度予算額

### ① 個人投資家等が環境に着目した投資をしやすくする環境づくり

#### ○環境金融普及促進事業 (25百万円)

- 投資判断に資する記載のあり方や企業の評価のあり方の検討
- (i)機関投資家の社会的責任投資の取組状況や個人投資家の投資動向について調査
- (ii)投資家の環境報告書やCSR報告書等において、どのような情報が投資判断に資するかの調査・検討

### ② 環境・経済・社会の統合的向上を目指し、環境産業を育てるファンド等の育成

#### ○コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業 (110百万円)

- モデル事業を通して
- (i)コミュニティファンドの計画について評価を行い事業計画の策定に対して助言等の支援
- (ii)コミュニティファンド等の評価を活用し、事業を検証しつつ、事業計画の策定を支援

#### ○環境ファンド等への出融資

【財政投融資】

- 民間の貯蓄が環境対策に活用されるような資金の流れを作り出すため
- (i)広く民間の資金を集めて環境関連の投資を行おうとするファンドに対して出融資を実施
- (ii)SPC(特別目的会社)を活用した金融機関による環境配慮型債権の流動化を支援

### ③ 環境に配慮しながら経営を行う事業者への融資の推進

#### ○環境配慮型経営促進事業

【財政投融資】

- 「環境格付」手法を用いた融資制度で、環境配慮型経営に取り組む企業の環境保全に資する設備投資等の資金調達を支援

#### ○環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

(183百万円)

- 地方公共団体が作成した温室効果ガス排出抑制のための計画の実現や地域再生に結びつく事業について、地方公共団体が出資・預託等した機関を通じて低利融資を行うための利子補給を行う
- 環境格付融資対象が地球温暖化対策で、その企業がさらに一層のCO2削減取組の達成を誓約した場合に利子補給を行う

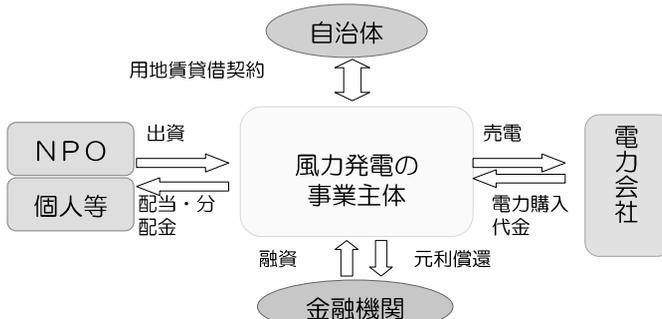
15

スライド⑮

## 環境保全事業を対象にしたファンドの例

### 市民風車ファンド2006 (青森県大間市等 ファンドの規模8億6千万円)

- NPO法人、個人等が風力発電の事業主体に出資し、さらに、金融機関からの融資、自治体からは用地の賃借が行われている。
  - 事業主体は風力発電で得られた電力を電力会社に売電し、売却代金で配当や借入金の返済等に充当する。
- ⇒ 風車、太陽光発電などに投資をする環境意識の高い個人投資家の裾野の拡大

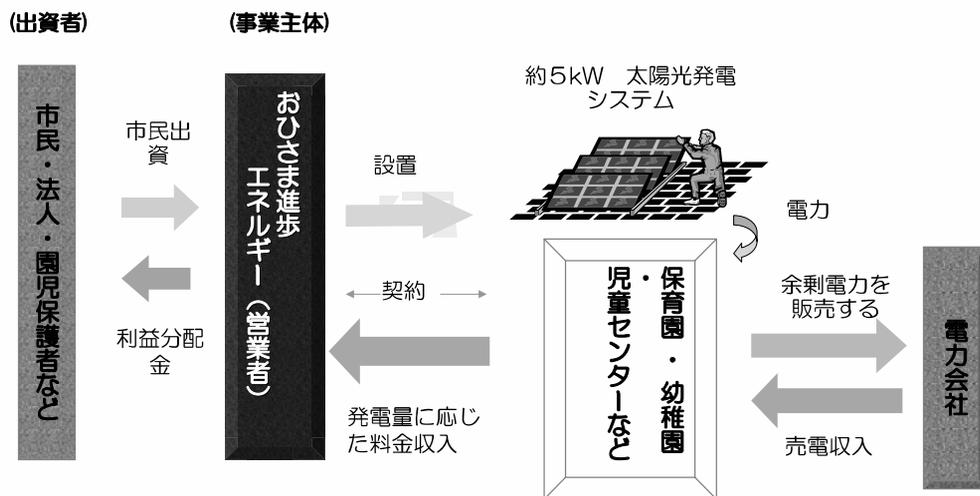


16

スライド⑯

おひさま進歩エネルギーファンド(長野県飯田市 ファンドの規模約2億円)

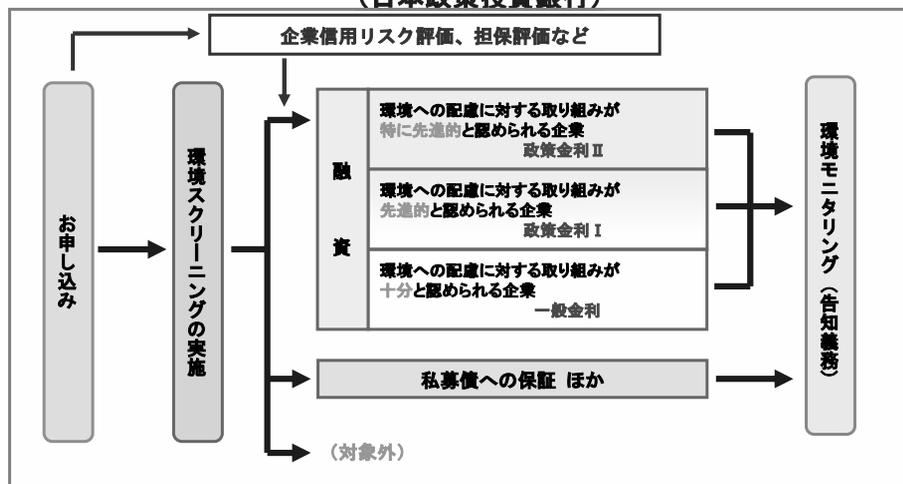
- 公共施設等の屋根に太陽光発電装置を設置するために、市民などから出資を募る。
- 発電により得られた収益の一部を出資者に利益配分する。



17

スライド⑰

環境配慮型経営促進事業融資の概要  
 (日本政策投資銀行)



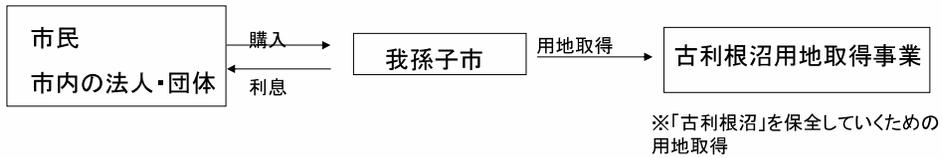
「環境格付け」手法を用いた世界初の融資制度(2004年4月スタート)。

環境配慮型経営に取り組む企業の、環境保全に資する設備投資等の資金調達を支援。

18

スライド⑱

### ご当地ファンド(ミニ公債)の例



提供された資金は、豊かな水面と貴重な自然環境に囲まれ、ありし日の利根川の姿と風情を今にとどめる「古利根沼」を保全していくための用地取得費の一部として使用

発行者	我孫子市
発行総額	2億円
対象事業	古利根沼用地取得事業
発行日	平成16年11月25日
利率	年0.58%
利払日	年2回
償還条件	5年満期一括償還

低利回りながら、資金を投ずることにより、地方自治体が実施する環境保全の取組に貢献できることが特徴

19

スライド⑱

### 環境報告書とは

環境報告書とは、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書のこと。環境面で企業を評価する動きが広がっていることを受けて、大企業を中心に環境報告書の作成・公表の取組が進んでいる。

●環境コミュニケーション・企業評価(外部機能)

(企業にとって)

- ◎社会からの適正な評価を受けるために必要
- ◎社会的な説明責任の履行する手段として必要

(社会にとって)

- ◎プレッジ・アンド・レビュー効果(誓約と再検討)
- 社会全体の認識の拡大
- 企業努力と社会評価の相乗効果

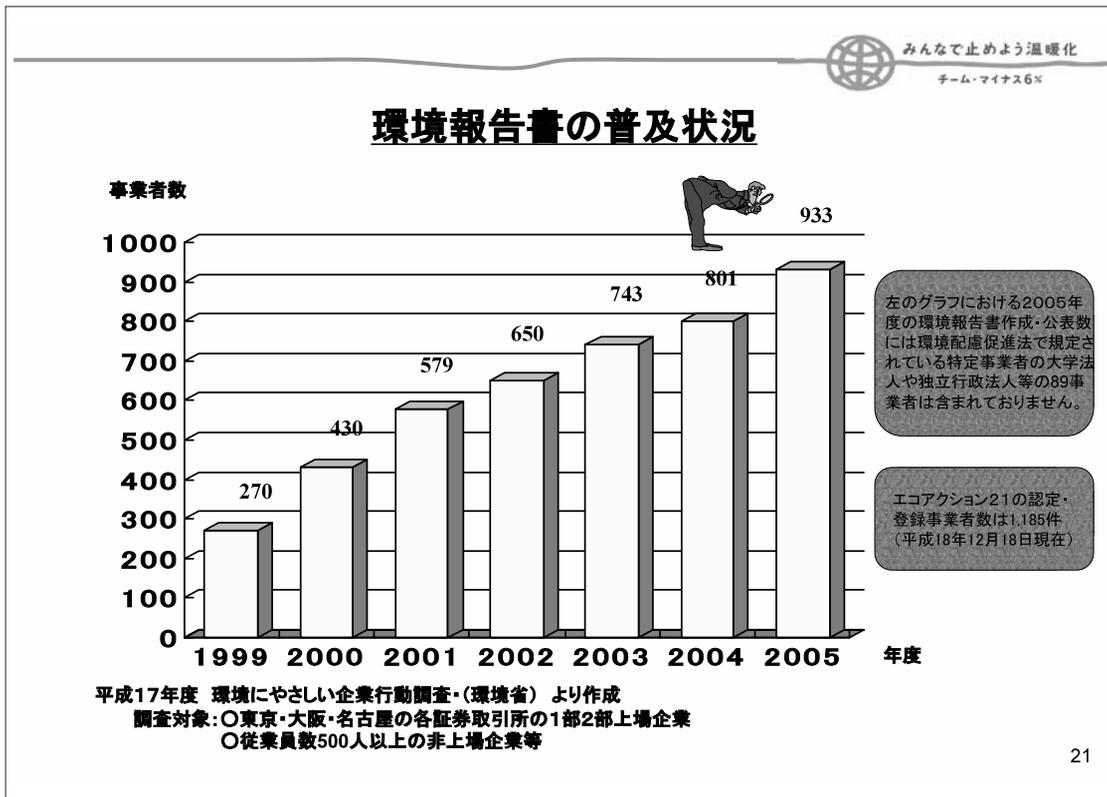
環境報告書に期待される機能と効果

●事業者自身の環境保全活動(内部機能)

- ◎経営者、従業員の意識の高まり
- ◎企業の環境マネジメントシステムの見直しツール

20

スライド㉔



スライド②

### 環境報告書に関する取組

「環境報告書ガイドライン2003年度版」→ 現在改訂作業中  
<http://www.env.go.jp/policy/report/h15-05/index.html>

「エコアクション21ガイドライン2004年版」  
<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/PRG/index.html>

「環境報告書ガイドラインとGRIガイドライン併用の手引」  
<http://www.env.go.jp/policy/report/h17-07.pdf>

「環境会計ガイドライン2005年版」  
<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>

「環境報告書の記載事項等の手引き」  
[http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/tebiki.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/tebiki.pdf)

「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」  
[http://www.env.go.jp/policy/hairyo\\_law/jikohyouka/tr\\_main.pdf](http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/jikohyouka/tr_main.pdf)

22

スライド③

